

インフレスライドの請求手続等について

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）が令和3年2月19日に決定されました。

新労務単価の決定に伴い、残工期が基準日から2月以上ある工事については、約款に基づく請負代金額の変更（インフレスライド）を請求することができますので、請求手続についてお知らせします。

なお、インフレスライドの概要については、別紙をご確認ください。

請求手続について

①請求の方法

請求書（別記様式6）を施行担当課（工事主任等）へ提出してください。

※請求書の様式は、入札情報サービスに掲載しております。

掲載場所：入札情報サービス→工事・設計等・道路維持除雪→共通ファイルダウンロード→労務単価関係書式

②請求期限

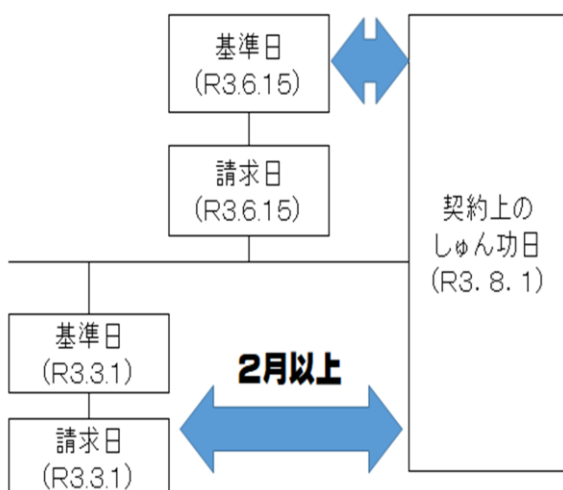
次の賃金水準の変更（労務単価の改定）がなされるまでに請求してください。

※今回の新労務単価に係る請求は、**令和3年3月1日（月）以降に請求してください。**

※請求日によっては①インフレスライドの対象外になる可能性があること②インフレスライドの対象となる残工事量が減少する可能性があることにご留意ください。

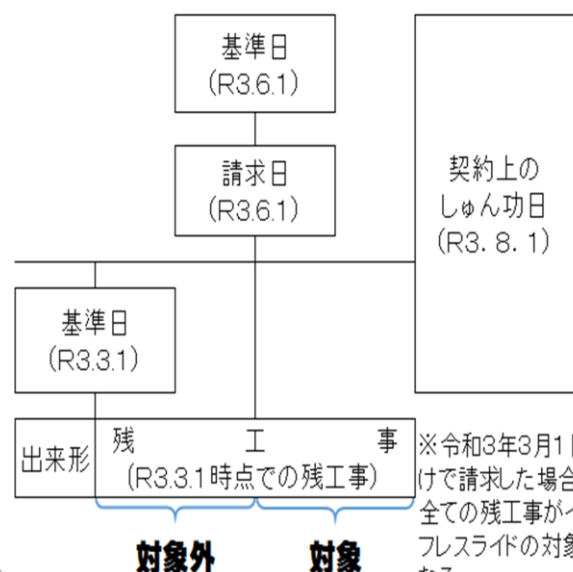
①基準日からの残工期が2月未満のため対象外

2月未満なので対象外



※令和3年3月1日付けで請求した場合、残工期は2月以上あるため、インフレスライドの対象となる。

②基準日以前の残工事は対象外



■お問い合わせ先 札幌市水道局総務部総務課契約係
TEL 011-211-7011